

1 名主・庄屋・御用達

11・15 米屋吉郎右衛門、名主本席

12・27 田結庄町名主交替（龍野屋孫右衛門より鍋屋六郎兵衛へ）

文政6年 3・朔 本町吹田屋六兵衛、問屋取り消し

3・23 米屋六兵衛、御勝手向き出精に付き帯

刀御免

6・20 米屋吉郎右衛門、苗字帯刀御免

文政7年 7・12 材木町名主代八木町藤藏、材木町

名主、新町庄屋兼帯申し付け

文政8年 7・10 材木町名主へ三人扶持。新町庄屋

へ仁右衛門伴

8・5 米屋吉郎右衛門、御用達、産物会所懸

り御免

9・12 名主、大庄屋、御用達を召集、会計方

協力依頼

文政9年 9・8 森尾村源太夫伴左太郎、御用達仰

せ付け

12・11 米屋吉郎右衛門、名主席、年々御米給

文化12年 正・13 名主、大庄屋、惣代、御家督御祝

儀のため出府

7・朔 大書院にて名主、大庄屋共御目見え

文政2年 10・18 八木町嶋屋藤藏、当分材木町名主

代

12・7 森尾村源藏ら御用達、御用達格仰せ付

け

12・17 伊豆村庄屋藤左衛門ら、村内取り治め

方宜しく御用達格

文政3年 10・15 御勘定所御用次第罷り出相勤め申

すべき旨（宵田町吹田屋茂兵衛・八木町米屋吉郎

右衛門・田結庄町鍋屋八兵衛）

文政5年 10・29 茜屋善左衛門、御用達申し付け

1 名主・庄屋・御用達

五俵

文政10年 5・11 吹田屋茂兵衛銀談に付き、不届き

の儀あり名主役御免、苗字帯刀差し留め

文政11年 2・朔 山之中大庄屋交替(旧、日野辺村又

右衛門、新、桐野村庄屋甚太夫)

5・21 寺町分庄屋、町分大庄屋へ。材木町名

主、本町名主兼帯

文政12年 2・朔 弘原町分仁三郎、大庄屋見習

5・朔 庄屋役出精に付き、御用達格申し付け

(寺坂村勘九郎)

5・15 宵田町吹田屋茂兵衛、名主本席、苗字

帯刀御免

5・22 名主(材木町)半左衛門、苗字帯刀御免

6・21 諸大庄屋へ下され物(宮内村市郎右衛門

伴茂兵衛ほか)

8・11 助太夫、三郎右衛門御用達格申し付け

文政13年 7・12 名主三郎太夫、常々出精に付き苗

字帯刀御免

天保2年 4・27 名主役申し付け、嶋屋半左衛門、

堺屋又太郎

5・21 榎原御本陣、地震にて大破に付き白銀

二枚

10・27 下郷長砂村庄屋九右衛門、実跡に付き

御用達格

12・28 宗鏡寺町庄屋兼帯御免(三郎太夫・名主

吉右衛門)

天保5年 9・25 森尾村源太夫、常々出精に付き大

庄屋格

天保6年 閏7・23 苗字帯刀御免(魚屋町名主小左衛

門・宵田町名主吉太夫)

天保7年 11・4 森尾村源蔵ら、大庄屋格、御用達、

苗字御免

11・27 村方治まらず大庄屋役御赦免(宮内村市

郎右衛門)

12・6 宵田町吹田屋茂兵衛難渋、銀二十枚

12・28 門垣屋又三郎名主役仰せ付け

天保8年 5・18 森尾村源太夫大庄屋本席、養父市

場村又右衛門、広谷村惣右衛門大庄屋格

8・8 名主、大庄屋等の任免発令

12・27 常々出精に付き、苗字御免大庄屋格

(袴狭村善太夫)

天保9年 正・15 三郎太夫、八木町名主に帰役。小

左衛門御免

2・11 米屋次郎左衛門御用達御免、伴六兵衛

へ申し付け

11・19 川原町庄屋忠右衛門、名主格申し付

け

11・25 宗鏡寺町庄屋、名主平太夫(兼帯)より

丁字屋喜兵衛へ交替

天保10年 正・27 御用達申し付け(袴狭村善太夫ほか)

2・8 鳥居村伊助、三木村岡右衛門ら御用達

仰せ付け

3・12 船屋半左衛門、九日屋佐七御用達申し

付け

10・8 三郎大夫、市郎右衛門、大庄屋帰役

12・10 日野辺村又右衛門、大庄屋役申し付け

天保11年 正・3 大庄屋、小庄屋御目見え(上げ知村

は十五日)

2・20 町方惣名主に四名申し渡し(三郎太夫、

小左衛門、惣左衛門、又十郎)

3・23 新町庄屋仁右衛門御免、材木町糺屋市

右衛門へ申し付け

11・晦 大庄屋申し付け宮内村庄屋市郎右衛門、

大庄屋見習(鳥居村新兵衛伴・三木村岡右衛門伴)

天保12年 2・11 中村与惣左衛門、御用達申し付け

天保13年 2・晦 鳥居村新兵衛、大庄屋退職に付き

金二百疋

天保14年 11・14 御用達格申し渡し(桐野村千左衛門)、

取り締まり庄屋(天谷村平兵衛)

12・21 名主帰役、兼帯等申し渡し

天保15年 7・8 名主、庄屋交替(魚屋・材木・田結

庄・宗鏡寺町)

1 名主・庄屋・御用達

12・17 各大庄屋へそれぞれ下され物

弘化2年 正・17 口小野村庄屋助右衛門、御用達格

申し渡し

2・朔 鳥居村大庄屋新兵衛父治部助、奇特に

付き米一俵

2・24 御用達格申し渡し(魚屋町糶屋孫三郎)

4・27 奥山村荒地開発場にたびたび出役に付

き、御酒料(鍛冶屋・日野辺村庄屋)

9・20 今般御改革に付き、御用達入れ替え

10・17 御用達共、御頼み銀上納致し、御紋付

上下

弘化3年 2・27 宵田町油屋重次郎並御用達へ

弘化4年 11・4 並御用達へ、塩屋安兵衛・船屋半

左衛門ほか

弘化5年 正・3 立御にて名主、大庄屋、小庄屋御

目見え

嘉永2年 8・16 御用達鍋屋惣兵衛、御充行一人半、

名主代申し付け

12・12 名主大庄屋小左衛門伴喜兵衛名主大庄

屋見習申し付け

嘉永3年 2・4 桐野村甚太夫、大庄屋役

2・8 手組御用達(本町吹田屋佳十郎)、並御用

達(本町九日屋佐五郎)

3・25 本町米屋次郎兵衛手組御用達赦免、本

町吹田屋六兵衛へ申し付け

5・朔 名主三郎太夫、小左衛門へ名主給の外、

半扶持

嘉永6年 5・25 一日市村次郎兵衛、森尾村源太夫

外、名主、大庄屋ら御目見え

嘉永7年 12・11 御用達格仰せ付け(日野辺村庄屋、

本町小野屋与三兵衛ら)

12・15 魚屋町泉屋六右衛門御用達格、八木町

米屋彦左衛門、席鍋屋宗兵衛上へ申し付け

安政2年 2・2 奥小野村庄屋藤次郎、御用達格申

し付け

安政3年 9・21 伴へ御用達格、大庄屋格申し付け

(口小野村彦左衛門・三木村岡右衛門)

10・20 大庄屋支配地申し渡し

安政6年 9・27 取り縮まり庄屋、庄屋役出精に付

き御用達格(宮内村金右衛門)

文久元年 3・15 博勞町庄屋、助左衛門より伴又三

郎へ交替

10・15 御用達等申し付け(口小野村庄屋佐兵衛

ほか)

文久2年 2・朔 御用達丁字屋外右衛門、宗鏡寺町

庄屋申し付け

文久3年 2・20 博勞町庄屋申し付け(米屋又三郎)

3・8 御用達申し付け(長良三郎ほか五人↓町

方)

3・15 吹田屋市左衛門、本町名主兼帯

慶応2年 3・朔 御用達等申し付け(在方)

明治2年 正・25 京都御用達へ御酒

12・8 入札の結果、出石町分庄屋に志水六兵

衛当選

二 町・在 編

明治3年 7・晦 四町名主、今般他六町名主同様職

俸差し遣わし候旨

2 町 方

文化12年 3・朔 町方人数四千九百二十人、内

(男二五四五人
女二二七五人)

- 6・朔 次郎太夫母つき、御仕立て師に御雇い
- 8・18 川原町米地屋宗助、兄伝六を米里村より引き取り
- 12・5 他所者無断留め置き追し込め申し付け

(川原町佐野屋、米田屋)

文化14年 3・5 宗門改め町方人数、合四千九百五

十六人、内(男二五六一人
女二二九五人)

- 7・19 此の節町方騒々しきに付き、締めまり筋等敵重の旨達し
- 7・21 夜の町方通行に付き添い無用
- 7・23 町々騒々しく御城稲荷、聖天へ町方御

祈祷

7・24 町方、自警行き過ぎに付き名主、庄屋

へ注意

10・19 家中の名を以っていかかわしき儀これ

あり戸メ(材木町山家屋)

10・25 絹織中火事騒ぎ(八木町八幡屋半右衛門)

文化15年 2・23 町方商売人より営業保護を願い出

3・4 町方宗門改め惣人数四千九百七十七人

内(男二五八六一人
女二二九一人)

3・15 ちりめん織機入り、操業の邪魔を禁

止

文政2年 2・朔 大橋御繕いに付き往来留め、新橋

通行

3・3 町方宗門改め惣人数四千九百九十一人

内(男二六〇一人
女二二九〇人)

4・23 大橋御繕い一部出来に付き、二十五日

より往来始め

8・23 材木町昼屋治助、倉見へ住居に付き御

帳除き願い

10・18 八木町嶋屋藤蔵、当分材木町名主代

文政3年 3・朔 川原町裏作橋修覆のため、操り芝

居興行仕り度く願い

3・3 町方宗門改め惣人数五千四十八人、内

(男二六二六人
女二四二七人)

6・20 豆腐寸法改め

8・4 御大工等へそれぞれ下され物

文政4年 正・23 宗門改め御家中、町方日程

3・3 町方宗門改め惣人数五千八十三人、内

(男二六六六人
女二四一七人)

9・5 御揚湯の節、豊岡藩より出張の役人、

名主より連絡

11・20 七軒町堀橋明日より御修覆

文政5年 2・19 七軒町堀橋御普請出来、今日より

通行可

3・4 町方宗門改め人数合五千二百九十九人

内(男二七八四人
女二五一五人)

5・朔 丹後三河内より縮緬職移住願い(山本

屋武左衛門)

10・17 願いにより問屋仰せ付け(笹板屋・煙草

屋・鍛冶屋・油屋等)

11・4 松板問屋(八木町
因幡屋)竹問屋(升形
桐野屋)願いに

依り申し付け

11・15 起地。七軒町裏藪地三升八合、鍛冶屋

村三斗四升六合

文政6年 2・17 大橋御普請、十九日手斧初め

3・5 大橋普請のため、新橋広げ繕いに付き

明日より往来留め

3・18 大橋普請に付き、今日より往来差し留

め

5・10 大橋出来渡り初め(山之中小谷村次郎兵

衛一行十一人)

5・29 肴問屋議定

7・24 町分虫送り

8・4 西御殿裏土手の樹木の枝、作人より伐

り払い願ひ

8・6 欄干橋普請、とりかかりに付き往来留

め

8・27 川原町土橋御普請とりかかりに付き、

今日より往来留め

11・21 煙草問屋少々の元手にて勤まり申さず、

問屋御免(油屋仁右衛門)

文政7年 2・15 殿様へ、御大老・御年寄より、お

ぼる饅頭五十差し上げ

3・4 町方宗門改め惣人数五千百五十七人

内(男二六九七人
女二四六〇人)

3・18 上小御料庄町の地藏、丹信庵より当町

端に差し置き度く願ひ

10・13 新払底に付き権現山御林解放

10・17 公役人出張宿(吹田屋茂兵衛・釜屋万助・

伏見屋次郎左衛門)

文政8年 2・17 大工関係者へ申し渡し(御大工頭取

荒井善四郎ほか)

3・5 町方人数五千三百五十八人、内

(男二八〇〇人
女二五五八人)

文政9年 3・3 町方宗門改め惣人数五千四百十五

人、内(男二八四五人
女二五七〇人)

7・21 いもち虫送り出石町分、谷山分、寺町

分、水上村

文政10年 3・5 町方人数五千四百五十五人、内

(男二八六二人
女二五九三人)

8・21 規格外の豆腐に付き注意

文政11年 3・5 町方宗門改め惣人数五千四百六十

人

6・15 虫送り願ひ(出石町分、寺町分、水上村)

11・17 豆腐屋注意

文政12年 3・18 新橋繕い出来に付き往来明け

4・4 茜師方火事騒ぎ、間違いと判明

4・18 商売実跡にて表彰(魚屋町兵庫屋七右衛

門・宗鏡寺町池田屋弥兵衛)

7・16 博労町豆腐屋五郎助行方不明、鉦太鼓

で尋ね度く願ひ

10・23 新橋御普請出来に付き、今日より往来

文政13年 閏3・20 八木町名主半左衛門宅屋根に、

御幣立ち人々参詣

天保3年 7・18 明日より七軒町土橋、普請にて往

来留め(鍛冶屋村へ廻り道の建札)

10・5 松繩手の松、田所日当たり悪く透かし
切り

天保4年 12・26 酒造株譲渡(博労町鍋屋与左衛門よ

り九日市与右衛門へ)

天保5年 8・15 御城山、鱒山、蔵王谷、猿多く威

筒一挺借用願ひ(谷山分)

9・17 油ノ、機織りなど明十八日より許可

9・24 荷ない売り呼び声立てず、家別商い等

明日より差し許し(久道喪中)

10・9 諸商人呼び売り明十日より差し許し、

ただし家中へ魚売り不可

天保6年 2・11 西御殿構内より、小人町繩手不用

に付き、前々通り往来候様達し

9・5 城下徘徊差し許し(因幡屋)、追ひ払い中(忠平)

帰住差し許し町方四人

12・10 雪にて田結庄町樽屋治兵衛の居宅、見

世(店)潰壊

天保7年 5・13 川筋御除地内へ稲木仕り度く願ひ

出、余儀無き事に付き許可

6・28 田方虫多に付き、鉦太鼓を以って虫送

り(町分)

12・24 八木町弥八除帳の処、行き倒れ見性寺

に埋葬

12・28 竹野屋五助、肴屋並びに煮売屋差し留

め

天保8年 2・22 本高寺にて礼儀の講席致し度く願

い出(材木町堺屋・魚屋町茜屋)

6・27 端町川筋、例年の通り芋蒸釜立てる事

差し許し

8・6 田畑作方宜しく上魚屋町の者、豊年祝

いにて諸杉参詣願

9・25 千住御救い小屋より領分出生の飢人引

き取り二件(二件は差し戻し、一件は川原町)

11・19 今日より大手前へ投状箱差し出し

天保9年 3・4 町方宗門改め人数四千八百二十八

人、内(男二四八人
女二三九人)

3・29 町方より心学道、立翁の道話御願いの

届け、許可

閏4・7 中川修理大夫様御母堂並びに奥方様

へ、出石ちりめんを御土産

閏4・20 御参府に付き、親類へ御土産(出石縮

緬、出石骨柳、城崎細工)

5・13 米代不納人申し札、戸口へ張り付け

(町方)

5・26 町奉行より申し渡し(親預け、商売差し

留め赦免等)

9・4 出火たびたびに付き、虚説触れ申す者、

組合にて詮索の儀申し渡し

天保10年 正・29 新町焼物山に付き、出精方申し付

け

4・21 旅籠の傍ら塩商願(八木町河内屋与

惣右衛門)

5・9 豆腐箱譲り受け(田結庄町日野辺屋儀七)

5・9 借用地、船屋半左衛門へ払い下げ

5・13 御用地十六坪七分八厘余り船屋へ払い

下げ、代金二十五兩

5・22 町在医師及びその子等御目見え

5・23 御用地御払い、約十五坪、代二百四十

四匁四分五厘

6・24 酒造株譲渡、鍋屋六兵衛後家より鍋屋

平蔵へ

7・7 猪、鹿、作物荒らし候に付き、威筒借

用願(谷山分庄屋)

11・朔 豆腐株譲り受け(魚屋町和泉屋源兵衛)

11・晦 帳外の処改心に付き、帰帳願(鑄物

師町善兵衛、善六)

天保11年 3・4 町方宗門改め惣家数千四百三十軒、

惣人数四千六百二十二人、内男三三七六人
女二二四六人

4・朔 出石町分百姓、糶米例年通り御堀へ漬

け度く願ひ

4・7 川原町森井屋六四郎方にて紛失(盗難)

6・17 八木町清水小路

6・晦 殿様御婚姻に付き、乳人へ御米一俵伺

い(魚屋町惣兵衛後家)

7・4 殿様、乳人せきに御米一俵成し下さる

旨、仰せ出し

7・4 和泉屋六右衛門、弟身分に付き願書

7・22 塩株相休み中の処、再開願ひ(材木町大

坂屋弥右衛門)

11・朔 研ぎ屋留三郎、鍛冶屋村住居許可

11・15 油屋仲間へ、値段近国の平均を申し付

け

11・15 豆腐屋仲間、麵類仲間を当分停止し、

新規を奨励

11・20 麵類屋、豆腐屋開業許可(各二軒)

11・晦 魚屋町加賀屋庄助、豆腐商売許可

12・7 田畑家屋敷等譲渡し、質入れは町役人

など裏判の上

天保12年 正・22 質屋開業許可三件

閏正・朔 質屋仲間へ心得方申し渡し

2・23 松縄手の倒木(三本一五、六匁ぐらい)

6・25 田方虫多に付き鉦太鼓にて虫送り願ひ

(町分並びに御城下廻り六か村)

7・12 町役所、八木町角より元鷹取己白宅へ

移転

7・17 山之中口組郷宿申し付け(本町因幡屋什

右衛門)

12・3 通い船取り締まりの役人、出石泊まり

旅宿申し付け

天保13年 3・朔 町方宗門改め惣家数千三百七十三

軒、惣人数四千六百二十二人

11・17 お乳差し上げのせき難渋に付き、御米

二俵

天保14年 3・12 町方宗門改め家数千三百八軒、人

数四千八百三十一人

4・12 表店普請致し候に付き、御酒料(八木・

魚屋町)

9・7 田結庄町因幡屋五右衛門、御帛城に付

き御城下徘徊御免

閏9・28 出石・弘原町分、寺町分百姓一同よ

り御米三俵献上

閏9・晦 新橋破損に付き、角力興行願い(鍛

冶屋村百姓)

11・16 財布の拾い主へ大法の通り、半金相渡

し

12・28 冥加のため、由良塩三十俵献上(宵田

町油屋重次郎)

天保15年 3・18 魚屋町米屋惣兵衛後家とめ(御乳差

し上げ)へ御米二俵

3・27 小橋修繕のため角力興行願い(川原町)

3・29 松木、川揚げの節申し届け致さず、注

意(和泉屋六右衛門)

4・8 八木町因幡屋、大黒屋、焼物山稼ぎ相

止め申すべき旨申し渡し

6・20 豆腐寸法、甚だ相違に付き、豆腐屋へ

注意

7・4 弘原町分、威筒拝借願い

7・8 身元不確かな者を差し留め、注意

(田結庄町木挽久七後家)

7・8 茜屋、和泉屋不和熟に付き注意(宵田

町名主を監督に)

7・27 裏町馬屋与兵衛、還俗手続き延引注意

8・朔 御城端建物大破に付き、取り繕い方御

願い(大黒屋)

9・29 魚屋町太七、紛失(盗難)届け

弘化2年 正・20 長良三郎、産物方懸り申し渡し。

奥山屋同断赦免

3・7 町方宗門改め惣人数四千八百四十六人

二 町・在 編

3・20 むく谷の焼物山、上田専次郎抱え長藏
へ譲る(新町伊佐屋忠治)

7・27 牢医出精に付き帯刀御免(采町町医又玄)

9・15 川原町中瀬屋、宮ヶ関政吉の引退角力

願い

弘化3年 3・4 町方宗門改め、四千八百四十四人

4・15 表店取り広げ、又は新規に普請し、城

下の飾りとして御酒料頂戴

8・11 河原町旅籠屋つね、生野表御役所にて

御尋ね

8・21 旅籠職女房へ赦免申し付け(田結庄町竹

野屋)

11・11 日々豊岡より魚買い渡世、店手狭に付

き庇取り建て願い(塩屋芳蔵)

12・11 田結庄町米屋与三衛門より豆腐箱借り

受け、商売仕り度く(川原町茶屋藤兵衛)

弘化4年 3・4 町方宗門改め惣人数四千九百十五

人、内(男二五〇二人)
(女二四一三人)

8・17 博勞町奥山屋与右衛門母九十一歳、手
作りの布一反献上

10・20 田結庄町大鍛冶屋与右衛門、酒造(米

二十石) 許可

10・24 豆腐札譲り受け(魚屋町鍋屋より同町寺

坂屋へ)

嘉永元年 3・4 町方宗門改め惣人数四千九百六人、

内(男二四七七人)
(女二四二九人)

7・7 本町上横町より盆市願い、許可

7・25 田結庄町岸田屋庄左衛門方にて止宿中

盗難(中山村又右衛門)

11・11 大手御堀の「川いと」復活願い

(八木町世話人)

嘉永2年 3・5 町方宗門改め惣人数四千八百七十

二人、内(男三四五一人)
(女三四二一人)

閏4・28 八幡屋半左衛門、塩商売願い

7・27 久地大明神、旧社大破に付き、和泉屋

六右衛門普請願い

8・3 魚屋町と惣町の若者争い、町奉行引き

分け

8・20 魚屋町ほか、五町名主、行事、若者へ

言い渡し(町奉行)

嘉永3年 3・4 町方宗門改め惣人数四千八百二人

内(男二四一四人
女二三八八人)

10・5 年柄宜しからずにつき、造酒半減申し

付け(酒屋共へ)

11・25 白米小売り仕り度く穀屋より二勺下値

売り出しにてお願い(田結庄町伊豆屋)

嘉永4年 3・5 町方宗門改め惣人数合四千七百七

十四人、内(男三三九八人
女三三七六八)

嘉永5年 3・5 町方宗門改め惣人数千三百軒、人

数四千七百五十六人、内(男二三九〇人
女二三六六八)

嘉永6年 3・5 町方宗門改め家数千二百九十七軒、

人数五千二百六十一人、内(男二六三七人
女二六二四八)

4・15 焼物は国産に付き正路に行い、盛山に

致すべき旨言い渡し

4・21 居宅普請致し、御城下の飾りにも相成

り御酒料(町方十軒)

8・24 柿谷の土頂戴仕り度く願ひ(番屋善右衛

門)

嘉永7年 3・3 宗門改め家数千五百十八軒、人数

五千二百六十四人、内(男二六二八人
女二六三六八)

8・18 産物会所において明十九日軍談

安政2年 3・5 町方宗門改め惣人数五千七十八人

内(男二五五五人
女二五三三三)

5・3 七味屋嘉兵衛、焼物渡世並びに柿谷の

土相願ひ、願ひ通り申し付け

10・4 五人組改め惣人数合四千四百十六人、

内(男二二七九人
女二二三七八)

安政3年 3・4 町方宗門改め家数千五百十六軒、

人数五千三百八十四人、内(男二七二二人
女二六七二八)

9・4 本町野田屋宇七、塩商売願ひ

9・7 五人組御改め一紙惣人数四千四百七十

四人、内(男三〇五人
女二二六九八)

安政4年 正・15 御職人、町大工、御用向きに付き

出府仰せ付け

3・4 町方宗門改め惣人数五千四百三十二人

内(男二七二六人
女二七二六人)

4・朔 産物会所にて軍談、聴聞勝手

安政5年 2・25 風呂屋火事(博労町植村屋栄次)

3・朔 少年の煙草の火により、弘原町分御林

少々焼け込み

3・4 町方宗門改め惣人数四千九百三人、内

(男二四七六人
女二四七六人)

3・4 七年目御改め人数書、合四千二十一人

内(男二〇〇九人
女二〇〇九人)

5・20 川原町口土橋、懸け替えに付き、往来

留め建て札

9・4 町方五人組改め惣人数四千四百七十五

人、内(男二二八九人
女二二八六人)

9・5 揚枝谷七味屋嘉兵衛築より出火、小屋

焼失

安政6年 2・29 八坂村火事にて六軒焼失

3・4 町方宗門改め惣人数四千九百二十二人

内(男二四九六人
女二四三六人)

5・朔 谷山御番所辺の道路上げ持ちを願ひ出

(竹野村喜兵衛)

8・5 町方の者、谷山川筋さらえ

8・7 谷山川筋さらえに、村々より合力人足

差し出し願ひ(大庄屋)

9・20 五人組改め町方人数四千四百八十七人

内(男二二九五人
女二二九五人)

11・24 木掛け場への出買いは朝五ツよりの旨

申し達し

安政7年 3・4 町方宗門改め惣人数四千八百七十

四人、内(男二四六八人
女二四〇六人)

万延元年 7・4 材木町堺屋文三郎、灯油小売り仕

り度く願ひ

9・晦 五人組改め町方人数四千四百八十七人

内(男二三〇四人
女二二八三人)

11・3 町在へ御目録

11・7 御目録成し下さるに付き、御請け書

文久元年 3・4 宗門改め町方惣人数四千八百八十

人、内(男二四七七人、女二四〇三人)

9・15 凶作に付き御手元金。町方、在方より

献上

文久2年 3・5 宗門改め町方惣人数四千九百十三

人、内(男二四九二人、女二四二一人)

3・晦 庄屋又三郎、居宅白壁塗り替えを願

出

4・13 非人小屋焼失、番頭谷右衛門恐れ入り

申し達す

7・29 八朔綱引き、本年麻疹流行に付き相休

み、小さき綱引き致したく

8・8 麻疹流行に付き、八幡祭礼延期願

(天庄屋新兵衛)

文久3年 2・17 年来医業出精に付き、二人扶持

(町医工藤秋桂)

3・3 町方宗門改め惣人数四千六百四十四人

内(男三三四人、女三〇三人)

8・15 諸杉祭礼に、俄芸致し度く、月番名主

より願書

元治元年 7・21 禁門の変に付き、城下領内警備

8・晦 当子年五人組御改め惣人数四千三百四

十二人、内(男二二九三人、女二一〇三人)

元治2年 3・4 町方宗門改め惣人数四千五百九十

二人、内(男三三一人、女三二二人)

慶応元年 5・20 諸職人、日雇い等賃金、会所にて

相立て

10・17 陶器屋へ松木当分成し下さらず旨

10・20 茜屋善左衛門へ、是迄通り松木成し下

さる旨

慶応2年 3・4 町方宗門改め惣人数四千六百十二

人、内(男三三〇二人、女三三〇一人)

慶応3年 正・19 町方酒造改め御役人へ下され物

3・4 町方宗門改め惣人数四千六百十九人、

内(男三三〇九人
女三三〇九人)

明治2年 2・24 魚屋町、八木町屋根修覆は以来、

近侍長へ申し達しの上

7・3 材木町より元御勘定所、義倉建物地面

払い下げ願ひ

11・9 大統歌判木を献上(八木町名主上田謙之

介)

12・7 町分庄屋欠員に付き公選

12・9 旅籠、油、蕎麦の株と運上を廃止

明治3年 3・10 爾来小御料庄上下両町を松枝町と

唱え候べき旨

3・10 今般、料理店御開き仰せ付け(弦歌飲食

勝手たるべく)

3・14 爾来、風呂屋男女相分け候様仰せ出し

6・28 市中へ八朔の綱引き奨励

11・23 宗鏡寺町を東条町と改称

明治4年 3・20 居町、大伍長申し付け(八木町嶋屋

藤三郎ほか三十三名)

4・28 頼金最先き献上に及び酒料(八木町山崎

屋七郎次、清七)

7・22 戸籍取り調べにより区画相定め、それ

ぞれ長・副申し付け。谷山町など新設。鋳物

師町は宵田町へ編入

3 在 方

文化12年 6・5 新田井堰、今日堰留め

6・28 虫送り願い(土野組四か村)

8・3 明四日より六日迄、鉦太鼓で虫送り

(小坂組村々)

文化13年 7・18 田畑虫多に付き、御祈禱並びに虫

送り(奥小野・口小野・袴狭村)

8・9 大坂町御奉行所より御呼び出しに付き、

香住村の者明日出坂

閏8・朔 出坂の香住村村役人、大坂町奉行よ

り叱り

文化14年 4・3 御館入り仰せ付け(二方郡湯村山田

屋幸左衛門)

7・28 新米差し上げ候に付き、御吸物等(荒

木村)

8・4 牛飼場差し縄れの処、和談成立(福居

・伊豆村)

10・29 村役人へ届け無く、下納米持ち運び注

意(上野村八郎太夫)

文化15年 2・21 御年貢に差し詰まり、持ち林の松

木十本売却願い(福見村平次郎)

文政元年 6・24 新田井堰、明二十五日堰留め

7・5 虫送り(鍛冶屋・下・長砂村、弘原町

分)

8・21 新米、下郷荒木村より差し上げ(米主へ

鳥目三貫文)

文政2年 3・7 御寄せ場へ農人罷り出るを許容

5・2 榎見在より坪口へ懸り、肥草出入りに

付き、入牢ほか

6・29 虫送り(袴狭・口小野・奥小野村)

8・4 威筒拝借願い(上野村)

8・15 川除柵、十貫匁以上を受け取り

11・10 貢米に差し詰まり、松木売り払い願
(荒木村六左衛門)

11・12 細見溜め池、堀さらえ工事見積もり、
見分の上申し付け

文政3年 6・10 虫送り願(谷山分、寺町分、水上

・長砂・下・中村、出石・弘原町分、鍛冶屋・上
村)

6・12 虫送り(土野組四か村)

6・21 虫送り(袴狭外二か村)

7・27 虫送り(出石町分・寺町分・谷山分・水上

村分)

8・20 庄屋屋敷(坪井村)見分

文政4年 6・7 下郷菅谷四か村、雨乞い仕り度く

願

7・5 町分四か村、虫送り願

7・20 二十一・二十二日に虫送り願(弘原

町分、長砂・下・中・鍛冶屋村・菅谷四か村)

8・朔 三日に虫送り願(宮内・坪井村)

8・3 猪、鹿、田畑作物を荒らし難儀に付き、
威筒二挺拝借願(上野村)

9・20 江戸にて駕訴の榎見村百姓、神社役よ
り引き渡し

9・29 美含郡竹野村庄屋より、難破船?の漂
流物(掛硯)拾得届け

文政5年 3・11 袴狭村砂留め場、見分

6・26 明十七日稲作虫送り(出石町分・谷山分・
寺町分・水上村・弘
原町分・下
郷宮内村)

7・21 猪、鹿多く田畑荒らし候に付き、威筒

二挺拝借願(上野村)

7・29 新米三俵、荒木村より差し上げ(大庄屋
等へ下され物)

文政6年 3・22 むろの台殺生留め場に無宿者、追

い払い

4・23 下郷宮内組五か村、二の字虫送り願

7・3 下郷三か村虫送り

7・5 宮内・坪井村虫送り

方

8・12 猪、鹿駆除のため、威筒三挺十一月限り拝借(上野村)

か村)

り拝借(上野村)

8・9 上村より威筒三丁借用願ひ(猪、鹿おとし、十三日福見村)

3 在 文政7年 2・17 御鳥屋付近、畦塗り付け度く伺ひ(下郷・町分)

文政9年 5・25 榎見在百姓二十二人、十八・十九日より行方知れず

4・7 御堀種粃漬け許可(九日内御堀、十一日外御堀)

外御堀)

6・15 猪、鹿田畑荒らし候に付き、威筒二丁拝借(桐野村)

閏8・9 新米三俵、荒木村より差し出し(大庄屋岡右衛門・庄屋藤右衛門・米主六郎右衛門)

9・9 深田に鴨多く難渋に付き、威筒一丁借用願ひ(袴狭村)

文政8年 6・17 明十八日虫送り願ひ(寺坂・桐野・日野辺・上野村)

6・17 御城米、丹生浦にてぬれ米となり、久美浜役人見分のため立ち会い

6・20 御城米不需を、武器庫に収納

6・29 虫送り(宮内・坪井村)、(出石町分・寺町分・谷山分・水上村)

文政10年 閏6・4 町分田畑虫つきに付き、鉦太鼓にて虫送り(十五日弘原六か村)

7・2 虫送り(弘原町分六か村、下郷小坂組十五

8・5 猪、鹿、猿、鴈、鴨田畑荒らし威筒拝

7・12 猪、鹿多く、田畑荒らし難儀に付き、威筒三丁拝借願ひ(奥山村)

7・27 新米三俵、荒木村より木地台に載せ差し出し

8・5 猪、鹿、猿、鴈、鴨田畑荒らし威筒拝

7・2 虫送り(弘原町分六か村、下郷小坂組十五

借(弘原町分、香住村)

文政12年 8・27 荒木村より新米差し上げ

11・7 順礼中相手を見失う、死亡?(田多地村)

大慶、魯魯)

文政13年 正・15 郡中へ、夫銀帳提出を命令

正・21 宮内台の内、並びに荒木辺殺生留め場、

解禁

4・朔 御代官節々近辺を廻り、耕作精、不精

を見届け候様指示

4・11 伊勢参り多く耕作手遅れに付き、根付

け後に致す様達し

7・11 山椒畑辺に鹿、猿多く、鉄砲拝借願い

(弘原町分)

8・5 猪、鹿田畑荒らし候に付き、威筒三挺

拝借願い(奥山村)

11・20 昨十八日夜、大風にて難破、異国人二

名救助(美含郡堺村)

12・5 漂着の異国人は朝鮮の商人と判明

12・9 異国人、出石へ召し連れ、材木町堺屋

持ち家へ差し置き

天保2年 2・21 田方畦塗り仕り度く、御寄せ先御

免仰せ付け(下郷)

2・21 山椒畑に猿多く田畑荒らし候に付き、

威筒一挺拝借願い(弘原町分)

3・26 異国人、長崎表へ送り届け本日帰着

(小林磯蔵)

6・27 虫送り(出石・弘原町分、弘原村々)

天保3年 4・25 村々田方に毛虫多に付き、虫送り

閏11・5 鷹、鴨多く麦作荒らし候に付き、威

筒一挺拝借願い(伊豆村)

天保4年 2・23 下郷宮内村、鳥居村御寄せ場付近

の、畦塗り仕り度く願い

4・17 破牢時の牢番へ咎申し付くべく、郡奉

行より達し

6・29 出石町分・下郷六か村稲作虫つきに付

き、虫送り仕り度く願い

方

目三貫文

8・11 荒木より新米三俵差し上げ、米主へ鳥

天保5年 10・15 雁、鴨多く作柄荒らし候に付き、

威筒一挺拝借願い(嶋村)

天保6年 4・15 猪、鹿田畑を荒らし難渋に付き、

威筒拝借(九か村計十七挺)

6・朔 弘原上村、猪、鹿追い払いに威筒拝借

願い

閏7・朔 虫多に付き鉦太鼓で虫送り(宮内・袴

狭・坪井村)

天保7年 8・21 当年は格別不作に付き、唐箕ちぢみ相用

い云々

10・9 雁、鴨おびただしく稲作荒らし候に付

き、威筒拝借(三木・片間・嶋・伊豆・福居村)

天保8年 2・6 飾り竹料金二歩初めて上納(大和田

百姓左五兵衛、源左衛門)

5・24 府内で道に迷い御救い小屋より御引き

渡し(口小野村次郎兵衛弟孫次郎二十五歳)

7・17 虫多に付き、明十八日鉦太鼓で虫送り

(宮内・坪井村)、十九日(弘原・出石町分)、二十

二日(鳥居組、袴狭村、土野組四か村、口小野・奥

小野村)、二十七日(田多地村)

7・25 小野谷老人ら殿様御出先へ罷り出

天保9年 7・2 田畑虫つき候に付き、明三日虫送

り(宮内・坪井村)

8・8 新米三俵差し上げ(新兵衛・藤次郎・六

郎右衛門Ⅱ荒木村)

12・11 大谷村百姓よりの投訴、無記名に付き

焼き捨て

天保10年 6・13 水車手入れ願い(千水場へ水上げ仕

り度く願い・森井村)

7・17 下郷大谷村喜七より、新米一袋差し上

げ

10・2 法安寺池にて御釣りの帰り、老人・孝

人共御目見え

10・27 掛け稲、小鳥防ぎに困り、威筒借用願

い(嶋村)

天保11年 正・27 在方の者、四日間の鹿狩り二日で

願い下げ

5・22 暮坂村、猪、鹿荒らし候に付き、威筒

拝借願い

天保12年 2・12 制札破損に付き、見分願い(長砂

村)

2・29 京極様御本陣、寺坂村勘九郎、松木拝

願願い

4・29 船株の衆、問屋再建願い(養父市場村)

7・朔 東組小野谷五か村、庄境迄虫送り

10・11 検見これ無き村々へ御心付けとして下

され物

10・24 荒れ多に付き、米二俵村戻し(奥山村)

11・朔 来寅年より、廻し俵仕立て申し付け

(御郡中米納村々へ)

天保13年 4・8 鷹苗代を夥しく荒らし候に付き、

威筒拝借願い(長砂村)

7・4 猪、鹿田畑荒らしのため、鉄砲十六挺

拝借願い(日野辺村ほか八か村)

10・9 当年作方宜しきに付き、三木・片間村

より御米差し上げ

天保14年 3・朔 牛市再開願い。市場(養父、網場)

11・4 河本村六郎兵衛父次郎右衛門、梨子一

鉢献上

11・8 安良村無宿惣吉、大坂町奉行より引き

取り

11・18 笹、茅、薪、蕎麦等、献上に付き下さ

れ物(山之中村々)

天保15年 2・15 尾崎村小右衛門、大鯛一枚、黒大

豆四升差し上げ

6・17 奥小野村喜十郎夜拔けに付き帳外、庄

屋ら叱り

7・4 袴狭・奥小野・口小野村虫送り願い

8・12 新米三俵差し上げ(新兵衛・藤次郎・六

郎右衛門Ⅱ荒木村)

8・15 弟与兵衛拝借銀、兄八郎太夫(上野村庄屋)

上納仕り度く願ひ

9・15 村内土橋修理のため、角力興行願ひ
(田多地村)

9・23 不埒のまね致し(歌舞伎・狂言) 不屈き、

関係者注意(三木村)

9・21 井口水門、板用材木和田山御林にて御願ひ(宮内・坪井村)

弘化2年 4・20 不都束の儀これ有り、義倉に於いて教諭(弘原中村安平)

嘉永2年 5・17 唐鳥植え付け場所へ稻踏み込みに付き、威筒拝借願ひ(伊豆村)

弘化3年 8・5 新米三俵、木地台に載せ献上(荒木村)

嘉永5年 3・21 下郷兩組宗門改め家数千三百七十
三軒、人数五千九百九十五人、内(男三〇九六人、女二八九九人)

8・21 出水にて雁、鴨多分に参り難渋、威鉄

5・25 猪、鹿多に付き、御鉄砲十九挺拝借願ひ(山之中組)

砲拝借願ひ(片間・三木村)

弘化4年 8・13 新米三俵木地台に載せ献上(荒木村)

嘉永7年 7・5 田方虫氣多に付き、鉦太鼓にて虫送り、兩町分村々(八日には宮内組)

村)。検見首途

10・20 非人札相願ひ、許可(香住村、上・下鉢山村)

閏7・朔 役人、家中ら度々罷り越し候に付き、御心付け(美含郡村々)

10・24 年柄悪しく難渋に付き、非人札相願ひ(安良・立石村)

安政2年 10・10 牛の病い流行に付き、庄境迄送り出し候由(袴狭村庄屋忠右衛門)

嘉永元年 7・7 鉦、太鼓にて虫送り願ひ、許可(出石の弘原町分十か村、九日に宮内組五か村)

安政5年 6・15 松明並びに鳴物入り虫送り願ひ(上野・日野辺・桐野・寺坂村)

安政6年 6・4 植田に鶴、唐鳥踏み込みに付き威

簡願い(伊豆村)

6・15 猪、鹿多に付き威簡願い(奥小野・口小

野村)

慶応4年 4・17 久畑村本陣預かり、老年に付き交

替

明治2年 正・28 川船鑑札を發行。出石藩商法方

11・23 開田成功に付き、三年間三石(桐野村

市左衛門)

12・7 山の内通船計画

明治3年 3・15 養蚕を奨励

閏10・朔 江原磯かわちにおいて、今日大檢挙行

明治4年 正・15 袴狭村大里長、善太(主)より鉄太

郎へ交替

4・7 少郷長、並びに補助者公選入札(旧宮内

組・旧島居組)

4・9 旧宮内組少郷長、並びに補助者公選に

より任命

5・4 田多地村太田藤五郎、居村大里長申し

付け

7・4 少郷長補助兼勤申し付け(田辺文次)

8・12 福居村大里長交替(宮谷与十郎より太十

郎へ)

10・17 弘原町分、三木村少里長交替

明治5年 2・5 鍛冶屋村大里長へ清水五一郎

4 年 貢

文化12年 5・19 夏立御小物成御建値、米一石銀六

十匁

10・7 日野辺組皆無見分、地方役関口左侍郎、

同栄蔵

10・27 明日御清積に付き、蕎麦など下され物

12・9 当亥年銀納御建値、米一石銀五十九匁

五分、大豆一石銀五十匁五分

文化13年 6・27 伊豆村より十か年間、更免の願書

提出

9・24 下郷検見明日罷り出(小坂組・宮内組)

10・2 下郷検見毛上位に付き、並びに御取り

箇の覚え

10・4 下郷検見(荒木・片間・三木村、皆無無脇

願い)

10・21 下郷十五か村地損見分、普請所人足積

もり

10・29 作州銀納御建値、米一石銀六十七匁

11・11 御小物成御建値

11・13 御蔵米・大豆、亥の十月より当九月迄

御勘定ノ高、米九千四百九十四石八斗一升余

文化14年 10・朔 細見村皆無見分

10・3 検見毛上位に付き、並びに御取り箇の

覚え(出石町分・水上村)

11・24 当冬御小物成上納(町分ほか但馬各郡)

文政元年 10・16 検見毛上位に付き、並びに御取り

箇の覚え

文政2年 6・21 当夏立御小物成上納

9・14 皆無無脇願い(上野村ほか)

9・15 皆無見分(上野村)

9・26 検見毛上位に付き、並びに御取り箇の

覚え(袴狭村ほか)

9・28 皆無見分(片間村ほか)

文政3年 6・21 当夏立御小物成上納十七貫百四十

九匁六分三厘内(三三〇匁正札、十六
八二〇匁余切手)

9・4 当辰年御收納日割り、九月十日〜十一
月十四日

10・9 宮内組へ検見結果、毛上平均中の上毛
付け高四千七百九十六石六升一合(出石郡下郷

十二か村)此の現米二千八百七十石一升

10・11 町分・小坂組検見結果、毛上位平均中
の中

11・10 御蔵勘定滞り無く相済み、ノ高左の通
り

辰七月分 米 千四百九石五斗九升七合五

夕、大豆 二石四斗

辰八月分 米 六百六十八石八斗四升六合、

大豆 百三十八石

11・25 冬立御小物成上納、銀十九貫四百七十
五匁五分六厘

文政4年 8・18 当巳年真綿上納、二百十七貫五百

十七匁五分九厘、代銀四十五貫七百五匁一分

六厘、一把に付き三十六匁

文政5年 6・7 去巳十二月中御蔵勘定ノ高、米千
六百五十五石二斗八升三合九才五、大豆

三百五十五石八斗五升九合二才五才
百四十九石八斗五升九合二才五才

6・27 当夏御小物成銀納高、二十一貫二百匁

三分四厘(六十三匁正金、七貫百匁正札分入、十四
貫三十七匁三分四厘切手分入)

8・11 当年真綿上納、二百五十七貫五百五匁
五分九厘

8・17 御收納中の日割り八月二十九日(初納)

十一月十四日

10・23 御收納米餅米混じり、戻し俵申し付け

候処又々持参に付き注意

11・12 年貢継ぎ来年より相成らず旨
12・24 当御年貢米、来二月限りに御猶予

文政6年 8・15 当申年真綿上納、二百五十七貫余

10・4 検見毛上位付き(田石・寺町分、水上村)

文政7年 9・8 山之中日野辺組、皆無見分、高百

九十四石四斗七升四合

文政8年 2・15 伊豆村川替え見分のため罷り出

9・3 冥加金、正金百足差し上げ(桐野村七左

衛門)

10・11 当四年検見毛上位付き並びに御取り箇

の覚え(下郷十六か村)

10・13 同(町分ほか)

文政10年 8・7 当亥年御収納日割り、初納八月二

十一日、最終十一月十四日

文政11年 2・21 麵類屋共例年の通り、冥加銀一枚

上納

文政13年 8・21 皆無見分について御郡奉行へ申し

談じ

天保3年 12・5 畑年貢、屋敷年貢は十二月十四日

差し出し候様

天保4年 8・11 悪米は戻し俵に。三度あれば手当

申し付け

10・27 収納米のうち、荒多く生干しの俵、村

戻し

天保8年 7・21 是迄銀納の村々、当秋より米納に

仰せ付け

8・18 検見首途は古例通り、白衣にて罷り出

候様

11・11 下郷袴狭・口小野・奥小野村収納米仕

立て宜しく、下され物

天保9年 9・28 皆無無協願い(山之中、桐野組九か

村)

11・29 嶋村庄屋ほか村一同御収納米に付き御

褒美

天保10年 6・22 夏立御小物成上納、ノ二十二貫七

百六十八匁四分三厘

10・17 検見毛上位付き並びに御取り箇の覚え

天保11年 3・7 旧領の村々より年賦金上納のため

惣代罷り上り

5・5 町在諸上納物御取り締まりへ差し出し

候処、今後掛屋へ差し出し候旨

9・25 御小物成真綿上納、百五十二貫三十五

匁八分九厘

10・4 長谷沢開き御取り辻、現米十五石

10・8 収納に付き奉行出郷迷惑に付き、再応

願い

11・20 冬立御小物成上納、メ十貫二十三匁一

歩七厘

天保12年 2・8 酉年拝借米三十石の分納願い

(香住・袴狭村)

2・18 御郡方、作方見分のため出張の節、数

日に及ぶは先方賄いにて可

9・17 明日天気次第、長谷沢開き見分のため

出郷

12・12 袴狭村、納米に奉行出郷

天保13年 正・27 新発、起き返り、畑返し等に付き、

郡中並びに地方役へ達し

8・24 大橋御蔵へ籾収め

天保14年 4・17 小御料庄町裏除地見分、メ現石八

升三合

10・朔 皆無見分、不都束な願いに付き叱り、

ただし御憐愍御心付け米

10・24 二十一日、二十三日、御収納御蔵入り、

米一万九百十九俵、大豆九十俵

12・2 冬立御小物成上納高、十貫四百九十七

匁六分

天保15年 8・8 畑方起こし地町分下村、田畑曲尺

上(山之中下村)

8・12 町並み屋敷等、年貢上納は以前の通り

無年貢に仰せ付け

9・2 下郷皆無見分(下郷宮内組)

10・5 検見毛上位付き並びに御取り箇の覚え、

下郷宮内組十か村(六日鳥居組)

10・10 皆無引き方、桐野組八か村、高百十三

貢

石二斗九合

の覚え

弘化2年 10・12 下郷鳥居組皆無見分

12・朔 冬立御小物成昨晦日上納、ノ十一貫六

10・14 町分三か村検見相仕廻い御用部屋へ報

百六十匁余

4 年 告

10・20 山之中寺坂組、出石町分、桐野組皆無

12・3 田多地村よりの上納舟古杭に乗り懸け

無脇願い

米五十俵入水

10・22 新発場見取り当年御取り辻高申し付け

嘉永2年 8・24 山之中桐野組三か村皆無脇願い

(袴狭村ほか)

9・16 山之中桐野組三か村皆無見分

11・12 昨日の御収納御蔵入り俵数差し出す、

9・29 検見毛上位付き並びに御取り箇の覚え

此石四千八百石余

(下郷・出石町分ほか)

弘化3年 6・15 夏立御小物成上納、銀十九貫三百

11・17 錢札銀札と引き替え候上は上納には請

九十九匁六分六厘

け取り申さず候事

9・25 下郷鳥居組検見毛上位付き並びに御取

嘉永3年 6・20 夏立御小物成上納高銀二十二貫三

り箇の覚え

百三十二匁三分五厘

11・朔 先月御収納御蔵入り俵数

8・19 真綿上納高百五十一貫七百三十八匁四

弘化4年 6・17 当年夏立御小物成上納

9・29 山之中桐野組三か村見分九十八石の内

嘉永元年 7・朔 夏立御小物成上納高

引き方四十三石

10・21 当申年検見毛上位付き並びに御取り箇

12・6 冬立御小物成上納覚え、ノ十五貫九百

二十一 匁五厘

嘉永4年 10・23 検見罷り出申し達す(尾崎・鳥居・

水上・暮坂村)

嘉永5年 6・29 夏立御小物成上納ノ銀二十貫八百

五十九匁七厘

8・25 当子年御小物成真綿上納ノ百五十六貫

九百三十匁余

9・7 皆無見分(桐野組)

9・25 御物成不足の分は翌年差し継ぎに変更
し他村振り廻し留め

嘉永6年 8・朔 下郷宮内組五か村田畑起こし地、

高九石九斗六升三合

10・12 当年検見毛上位付き並びに御取り箇の

覚え(町分三か村、十五日鳥居組十一か村)

10・27 桐野組八か村荒地見分報告(晦日に同

六か村)

11・18 桐野組三か村荒地見分、町分四か村

荒地見分

12・15 当十二・十三日の穀取り米、御蔵入り

俵数書き上げ

安政2年 10・20 昨十九日、御収納御蔵入り俵数米

三百七十六俵

10・24 当二十日、二十三日御収納御蔵入り俵

数(二千日 四八七俵、二十三日 四八九俵)

安政4年 11・15 御定納帳差し上げの規式(検見出郷

太儀)

安政5年 10・8 9 下郷検見毛上位付き並びに御取

り箇の覚え

安政6年 2・17 日野辺村、新田開発相済み

10・10 出石町分四か村ほか皆無無脇願い

10・21 検見毛上位付き並びに御取り箇の覚え

(出石郡下郷八か村)

11・20 山之中日野辺村、溝下道下引き、高七

斗三升五合

万延元年 11・20 飯米余分相成る丈けべく、買い上

げに出し申すべき旨達し

12・20 当月十五日迄の御収納蔵入り俵数
 文久元年 10・15 開発場出来、御救いの御礼に献米

11・13 御収納御蔵入り俵数(米千五百五十三俵)
(大豆十三俵)

11・20 御収納御蔵入り俵数(米五百八十三俵)
(大豆百六十九俵)

12・20 御収納相済み惣一紙差し出し。米一三

七一二俵、大豆八九一俵

元治元年 6・25 夏立御小物成上納、メ四十一貫百

三十一匁八分九厘

11・8 御収納御蔵入り俵数 米九百九十八俵

11・18 御収納御蔵入り俵数(米八百五十一俵)
(大豆五十七俵)

11・25 御収納御蔵入り俵数(米五百八十六俵)
(大豆八十五俵)

11・晦 御収納御蔵入り俵数(米二百十三俵)
(大豆百二俵)

慶応元年 9・8 当五日御収納御蔵入り俵数

米二百六十四俵

9・20 十七日御収納御蔵入り俵数

米六百六十五俵

9・20 十九日 〃 米三百九十九俵

9・24 二十二日 〃 米六百九十六俵

9・29 二十七日 御収納御蔵入り俵数

米三百五十八俵

10・4 二日 〃 米百二十五俵

大豆二俵

10・12 十日 〃 米三百八十九俵

大豆一俵

10・17 十五日 〃 米六百三十五俵

10・17 十六日 〃 米二百十俵

10・20 十七日 〃 米三百三十七俵

10・27 二十四日 〃 米六百八十二俵

10・27 二十五日 〃 米百五俵

10・晦 二十八日 〃 大豆二俵

米五百三十三俵

11・朔 先月晦日 〃 大豆五俵

11・4 去る二日 〃 米七十八俵

11・8 四、六、七日御収納御蔵入り俵合計

米百四十九俵
 大豆四十九俵
 米九百四十二俵

11・12 八日御収納納御蔵入り俵数
大豆二十一俵

米百七十俵
大豆七俵

11・12 十日
米三百五十八俵

大豆七十一俵

11・24 二十一日
米二百三十九俵

大豆八俵

11・24 二十二日
米六十四俵

大豆百五俵

11・晦 二十五日
米九十六俵

大豆五十三俵

11・晦 二十七日
米百六俵

大豆五十七俵

12・朔 去月晦日御収納納御蔵入り俵数

米五俵

大豆二十二俵

12・16 昨夜、諸郡上納滞り無く相済み

慶応2年 8・晦 真綿上納、百五十七貫七百二十九

匁一分四厘

11・12 桐野村新田開発に付き四俵献米(国村

又右衛門)

慶応3年 11・朔 献米一俵(開田に付き上野村庄屋八郎

右衛門)

慶応4年 6・18 酒造鑑札改め酒造高百石に付き金

二十兩上納

5 物 価

分七厘

8・19 種油値上げ、是迄三匁五厘の処、三匁五分五厘に

11・5 作州銀納御建値米一石銀五十九匁五分

11・12 当丑年御小物成御建値、米一石銀五十七匁、大豆一石五十六匁

11・28 酒値段改正(新酒)

文化15年 2・晦 二月中銀払い、銀九十八貫匁、二

月中欠銀、銀六匁五分

4・晦 酒値上げ、下酒九分五厘、中酒一匁五

厘、上酒一匁二分、名酒一匁五分

文政元年 7・27 当寅年真綿御建値、一把銀四十匁

11・10 当寅年御小物成御建値、米一石銀五十

三匁、大豆一石銀五十七匁

文政2年 7・18 真綿御建値、一把銀三十八匁

10・27 作州銀納、米一石銀四十二匁

11・12 当卯年御小物成御建値、米一石銀五十

三匁、大豆一石銀五十七匁

文化12年 5・4 酒代値上げ願ひ、下酒一升一匁五

厘、中酒一匁一分五厘、上酒一匁三分、名酒

一匁六分

文化13年 5・朔 酒値上げ、下酒一匁、中酒一匁一

分、上酒一匁二分五厘、名酒一匁五分五厘

11・7 新酒値段、是迄より五厘下げ

12・13 酒値段改正、是迄より一分上げ

文化14年 3・15 是迄錢は匁にて丁百六文の処、百

四文に通用然る可く

4・25 酒代改正(それぞれ五厘値上げ)

5・13 夏立御小物成御建値、米一石銀六十八

匁

6・朔 夏立御小物成、銀二十五貫百十七匁八

11・晦 酒値段下げ、下酒一升代六分

12・10 当卯年銀納御建値、米一石銀四十七匁、

大豆一石銀四十七匁

12・10 当卯年丹波銀納御建値、米一石銀四十

七匁

文政3年 4・晦 酒一升に付き五厘増し売り出し相

願い

6・10 当辰年夏立御小物成御建値、米一石銀

四十六匁

7・27 真綿御建値、真綿一把銀三十五匁

11・10 作州銀納御建値、米一石銀四十五匁

11・17 当辰年御小物成御建値、米一石銀五十

二匁、大豆一石銀五十一匁

11・29 新下酒一升六分五厘、新中酒七分五厘、

新上酒九分、新名酒一匁二分。灯油一升四匁

一分

文政4年 2・27 奉公人見揃い給銀、定札百十匁よ

り二十五匁まで

5・10 生蠟値段上り候に付き、是迄八十匁の

匁七十五匁に

6・13 当巳年夏立御小物成御建値段、米一石銀

四十八匁五分

6・25 夏立御小物成上納、高銀十八貫六十

匁二分六厘

8・5 真綿御建値、真綿一把三十六匁

9・27 油値段三匁九分より四匁一步に値上げ

10・朔 油四匁四分に、豆腐十六文(これまで十

四文)に値上げ

10・9 御用油、一升三匁九分より四匁一分五

厘に値上げ

11・11 当巳年作州銀納御建値、米一石銀五十

六匁五分

11・19 御小物成御建値、米一石銀五十七匁五

分、大豆一石銀五十九匁

12・9 巳年銀納御建値、米一石銀五十八匁、

大豆一石銀五十八匁

価

物

5

12・15 当年丹後銀納御建値、米一石銀五十六

匁五分

12・19 新酒値段改正願い

文政5年 4・20 酒代、下酒九分、中酒一匁、上酒

一匁二分五厘、名酒一匁四分五厘

5・15 新種出来、油一升代四匁二分(是迄四匁

四分)

6・15 当午年夏立御小物成御建値、米一石銀

五十七匁

7・27 今夏真綿御建値、一把銀三十六匁

10・18 作州銀納御建値、米一石銀五十七匁五

分

11・12 御小物成銀納御建値、米一石銀五十七

匁、大豆一石銀五十二匁

12・7 当午年銀納御建値、米一石銀五十八匁、

大豆一石銀六十二匁五分

12・17 新酒値段、下酒八分五厘、中酒九分五

厘、上酒一匁一分、名酒一匁四分、ねり酒一

匁七分

文政6年 5・10 灯油新種出来、一升代三匁六分

(是迄三匁八分)

6・12 夏立御小物成御建値米一石銀五十四匁

7・10 大豆高に付き、豆腐一丁十七文に値上

げ(是迄十六文)

7・晦 真綿御建値、真綿一把銀四十一匁

11・2 作州銀納御建値米一石銀五十六匁五分

11・10 灯油値上げ、是迄一升三匁六分の処、

三匁八分

11・17 当未年御小物成御建値、米一石銀五十

八匁、大豆一石銀七十四匁

11・晦 新酒売り出し、新下酒八分五厘、新中

酒九分五厘、新上酒一匁三分、新名酒一匁四

分

12・9 当未年銀納御建値、米一石銀五十九匁

五分、大豆一石銀七十四匁

12・19 酒、豆腐代改正、下酒九分、中酒一匁、

上酒一匁一分五厘、名酒一匁四分五厘、ねり酒一匁七分五厘。豆腐十八匁

文政7年 6・13 当夏立御小物成御建値、米一石銀五十八匁

6・21 油値段、一升是迄の一分下げにて二匁四分

8・14 真綿建値、一把銀四十匁

10・27 当申年作州銀内御建値、米一石銀五十七匁

11・2 御小物成御建値、米一石銀六十七匁、大豆一石銀六十六匁五分

12・9 当申年銀納御建値、米一石銀六十七匁、大豆一石銀六十五匁五分

丹後銀納御建値、米一石銀六十七匁

12・19 酒代金改訂、下酒一匁五厘、中酒一匁一分五厘、上酒一匁三分、名酒一匁六分、ねり酒一匁九分

文政8年 2・25 奉公人給銀、高九人七十五匁より

三十匁迄(六人新規)

6・26 殿様女中給金、是迄二兩二朱の処一兩増し(関屋・吉野)

8・7 夏立御小物成御建値、真綿一把銀四十匁五分

8・7 蠟燭代値上げ、一匁に付き懸目六十匁

11・5 作州銀納御建値、米一石銀七十六匁

11・9 豆腐一丁十八文に値上げ(二文上げ)

11・9 京都人足賃の値上げ

11・13 冬立御小物成御建値、米一石銀九十匁、大豆一石銀七十九匁五分

11・27 京都出石屋小兵衛の人夫賃、値上げ願いの通り申し付け

12・11 当年銀納御建値、米一石銀八十七匁、大豆一石銀八十三匁五分

文政9年 正・5 酒値段、下酒一匁六分、中酒一匁七分、上酒一匁八分五厘、ねり酒二匁四分五厘

文政9年 正・5 酒値段、下酒一匁六分、中酒一匁七分、上酒一匁八分五厘、ねり酒二匁四分五厘

文政9年 正・5 酒値段、下酒一匁六分、中酒一匁七分、上酒一匁八分五厘、ねり酒二匁四分五厘

文政9年 正・5 酒値段、下酒一匁六分、中酒一匁七分、上酒一匁八分五厘、ねり酒二匁四分五厘

文政9年 正・5 酒値段、下酒一匁六分、中酒一匁七分、上酒一匁八分五厘、ねり酒二匁四分五厘

文政9年 正・5 酒値段、下酒一匁六分、中酒一匁七分、上酒一匁八分五厘、ねり酒二匁四分五厘

文政9年 正・5 酒値段、下酒一匁六分、中酒一匁七分、上酒一匁八分五厘、ねり酒二匁四分五厘

厘

4・29 酒一升に二匁、豆腐一丁は二十二匁に
値上げ

6・15 蠟燭、灯油値上げ

6・23 夏立御小物成御建値米一石銀九十二匁

7・3 酒代値上げ、上酒一升二匁三分

8・15 真綿御建値、一把銀四十九匁

11・16 当戌年御小物成御建値、米一石銀五十
九匁五分、大豆一石銀七十四匁五分

11・21 油、是迄十一匁五分の処、一匁下げて
十匁五分に値下げ

12・9 当戌年銀納御建値米一石銀五十七匁大

豆一石銀七十一匁丹後銀納米一石銀五十七匁

文政10年 正・15 新酒値段、新札（下酒）八分五厘（中酒）

九分五厘（上酒）一匁一分（名酒）一匁四分（ねり酒）一匁
一匁八分（上酒）二匁一分（名酒）二匁七分（ねり酒）三分

6・13 夏立御小物成御建値、米一石銀六十一
匁五分

10・15 作州銀納御建値、米一石銀五十五匁五

分

11・11 冬立御小物成御建値、米一石銀五十八
匁、大豆一石銀五十八匁

12・11 薪沢山になり、以前の値段に引き下げ
方申し付け

文政11年 2・24 奉公人見揃い給銀、定札渡し高四
人組九十匁より七十五匁迄

6・15 夏立御小物成御建値、米一石銀六十四
匁五分

7・21 当子年真綿御建値、一把銀三十九匁

9・朔 最近諸売り物高値に付き引き下げ方申
し談じ

10・27 子年御小物成御建値、米一石銀七十六
匁、大豆一石銀五十八匁

11・朔 作州銀納御建値米一石銀七十七匁五分

11・27 丹後銀納御建値米一石銀七十八匁五分

11・27 当子年銀納御建値米一石銀七十八匁五
分、大豆一石銀六十五匁

11・朔 作州銀納御建値米一石銀七十七匁五分

11・27 丹後銀納御建値米一石銀七十八匁五分

11・27 当子年銀納御建値米一石銀七十八匁五
分、大豆一石銀六十五匁

11・朔 作州銀納御建値米一石銀七十七匁五分

11・27 丹後銀納御建値米一石銀七十八匁五分

11・27 当子年銀納御建値米一石銀七十八匁五
分、大豆一石銀六十五匁

文政12年 6・15 夏立御小物成御建値、米一石銀八

十四匁

7・27 真綿御建値、一把三十六匁

11・11 作州銀納御建値、米一石銀六十二匁

11・13 当丑年御小物成御建値、米一石銀七十

四匁、大豆一石銀六十三匁五分

12・朔 当丑年銀納御建値、米一石銀七十二匁

五分、大豆一石銀六十一匁

12・朔 丹後銀納御建値米一石銀七十二匁五分

文政13年 6・5 夏立御小物成御建値、米一石銀七

十二匁

8・朔 当寅年真綿御建値、一把銀三十七匁

8・21 諸商売物値段方支配仰せ付け(岩田丹太

夫、金沢半蔵、関口齡助)

11・朔 冬立御小物成並びに作州銀納御建値

11・21 当分新酒値段、御藏買い上げ七十五匁

五分の割合

12・朔 銀納御建値、丹後銀納御建値

天保2年 6・21 当卯年夏立御小物成御建値、米一

石銀八十五匁五分

8・朔 当卯年真綿御建値、一把銀四十匁

11・5 当卯年冬立御小物成御建値、米一石銀

六十八匁五分、大豆一石銀五十七匁

11・15 作州銀納御建値米一石銀七十匁

12・朔 卯年銀納御建値米一石銀七十二匁五分

12・朔 丹後銀納御建値米一石銀七十四匁

天保3年 3・5 大工賃金、上大工二匁五分、下大

工二匁一分

6・15 夏立御小物成御建値、米一石銀七十一

匁

8・11 真綿御建値、一把銀四十二匁五分

閏11・3 冬立御小物成御建値、米一石銀五十

九匁五分、大豆一石銀七十一匁

12・朔 当辰年銀納御建値、米一石銀七十二匁、

大豆一石銀七十五匁

12・朔 丹後銀納御建値、米一石銀七十二匁五

5 物 価

分、大豆一石銀五十六匁

天保4年 6・15 巳年夏立御小物成御建値、米一石

銀八十匁

7・27 当巳年真綿御建値、一把銀四十匁

11・5 当巳年御小物成御建値、米一石銀九十

匁七分五厘、大豆一石銀六十七匁五分

天保5年 6・15 夏立御小物成御建値、米一石銀百

五匁

7・27 当午年真綿御建値、一把銀三十七匁五

分

11・5 当午年御建値、米一石銀七十七匁、大

豆一石銀七十五匁

11・8 作州銀納御建値、米一石銀七十七匁五

分

12・朔 当年銀納御建値、米一石銀七十六匁、

大豆一石銀七十一匁

12・朔 丹後銀納御建値、米一石銀七十六匁

天保6年 6・23 夏立御小物成御建値、米一石銀六

十九匁五分

10・15 当年冬立御小物成御建値、米一石銀八

十七匁、大豆一石銀六十八匁

10・21 作州銀納御建値、米一石銀八十二匁五

分

11・29 当未年丹後銀納建値米一石銀八十七匁

11・29 当未年銀納御建値、米一石銀八十七匁

大豆一石銀七十三匁五分

12・3 米一石是迄銀八十匁の処、八十五匁値

12・17 御蔵御買い上げ直段、米一石是迄銀八

十五匁の処八十八匁

天保7年 2・13 大豆是迄銀六十七匁の処七十匁

4・5 米御蔵御買い上げ直段、是迄一石銀八

十八匁の処八十六匁

4・25 酒直段是迄の五厘上げ

6・5 当申年御小物成御建値、米一石銀八十

八匁五分値

7・朔 米一石銀九十匁(是迄八十六匁)

8・8 真綿御建値、銀四十七匁

8・19 大豆払底に付き、豆腐値上げ一丁二十

六匁

11・6 作州銀納御建値、米一石銀百二十五匁

11・11 当申年冬立御小物成御建値、米一石銀

一四八匁、大豆一石銀九十六匁五分

12・7 当年銀納御建値、米一石銀百四十六匁、

大豆一石銀百四匁五分

天保8年 6・29 夏立御小物成御建値、米一石銀二

百九十八匁五分

8・23 真綿、糸、他所値段聞き合わせの上、

真綿御建値一把銀四十二匁

11・4 豆腐値段、大豆値下がり付き、一丁

二十四文の処二十文に任り度く願い

11・17 冬立御小物成御建値、米一石銀百二十

匁、大豆一石銀九十匁

12・4 米、大豆値段、米一石銀九十五匁、大

豆一石銀七十七匁

12・12 当酉年銀納御建値、米一石銀九十九匁

五分、大豆一石銀八十七匁五分

天保9年 3・29 大豆値上がり付き、豆腐一丁二

十四文に値上げ

4・21 油値段、一合六分八厘の処、明日より

六分三厘売り

5・4 御蔵値段、米一石是迄九十五匁の処九

十匁

6・8 夏立御小物成御建値、米一石銀九十三

匁

8・8 真綿上納、一把に付き古札一匁方

11・13 当冬立御小物成御建値、米一石銀百二

十六匁、大豆一石銀百十五匁

12・3 銀納御建値、米一石銀百三十匁、大豆

一石銀百二十匁

天保10年 5・9 豆腐一丁二十四文を二十二文に値

下げ

5・11 油値段一升到付き三分、一合に付き一

厘引き下げ(大坂屋、志保屋)

- 6・11 夏立御小物成御建値、米一石銀百五匁
 - 6・27 豆腐代一丁二十二文の処、二十文に
 - 8・4 真綿御建値、一把銀五十匁
 - 9・17 新酒値段、下酒一匁二分、中酒一匁三分、上酒一匁四分五厘、名酒一匁七分五厘
 - 12・朔 銀納御建値、米七十五匁、大豆八十匁
- 天保11年 6・12 夏立御小物成御建値、米一石銀七十匁

- 8・22 真綿御建値、真綿一把銀五十二匁
- 10・10 豆腐値段、一丁二十四文の処大豆値下げに付き二十文
- 10・晦 新酒売り出し値段、下酒一匁、中酒一匁一分、上酒一匁二分五厘、名酒一匁五分五厘
- 11・朔 豆腐一丁二十文の処、十九文に改正
- 11・4 種油一合六分二厘に値下げ
- 11・8 冬立御小物成御建値、米一石銀六十八匁、大豆一石八十三匁

天保12年

- 11・20 油値段、一升五匁七分八厘、一合売り六分
- 12・7 銀納御建値、米一石銀六十六匁、大豆一石銀七十八匁
- 閏正・8 酒値段改正、下酒一匁、中酒一匁二分、上酒一匁二分五厘、名酒一匁五分五厘、ねり酒一匁八分五厘

- 3・14 御蔵買上げの御米値段一石銀六十二匁
- 4・12 酒値段改正、各五厘値上げ
- 5・26 夏立御小物成御建値、米一石銀六十匁三分三厘
- 5・27 灯油代、七か所聞き合わせ平均の上改正、一升五匁八分七厘
- 7・24 真綿御建値、一把銀五十三匁
- 7・24 油値段一升、銀札五匁四分六厘
- 11・4 冬立御小物成御建値、米一石銀七十八匁、大豆一石銀八十四匁
- 12・8 丑年銀納御建値、米一石銀七十七匁、

大豆一石銀八十二匁

天保13年 正・21 酒代値上げ

5・15 灯油代一升五匁二分、五合二匁六分五厘、一合五分五厘

6・8 夏立御小物成御建値、米一石銀七十七匁五分

8・8 上酒、名酒値段引き下げ(各二分五厘)

9・8 真綿御建値、一把銀三十一匁三分三厘

一毛

11・15 冬立御小物成御建値、米一石銀六十九匁、大豆一石銀七十二匁

11・20 酒値段、下酒一匁、中酒一匁一分、上酒一匁二分五厘、名酒一匁五分五厘

11・晦 冬立御小物成上納、銀九貫九百九十八匁一分六厘

天保14年 5・15 酒代値上げ(二升到付き五厘)

6・8 夏立御小物成御建値、米一石銀六十五匁

天保14年 5・15 酒代値上げ(二升到付き五厘)

6・8 夏立御小物成御建値、米一石銀六十五匁

二 町・在 編

6・12 油値下げ、一升三匁八分、一合売り四分

分

6・20 御米御藏値段是迄一石銀六十二匁の処六十四匁

7・28 真綿御建値、一把銀四十一匁

10・15 御藏御買い上げ米、一石銀六十五匁五分(是迄六十一匁)

11・8 御藏大豆一石銀七十五匁

11・24 新酒値段、下酒一匁一分五厘、中酒一匁二分五厘、上酒一匁四分、名酒一匁七分

11・24 御小物成御建値、米一石銀七十五匁、大豆一石銀八十匁

天保15年 4・15 酒値段、一升到付き、五厘ずつ煮欠け増しにて売り出し

6・15 夏立御小物成御建値米一石銀七十四匁

6・15 油一合三分八厘

11・12 当年御小物成御建値、米一石銀七十七匁、大豆一石銀六十九匁

天保15年 4・15 酒値段、一升到付き、五厘ずつ煮欠け増しにて売り出し

6・15 夏立御小物成御建値米一石銀七十四匁

6・15 油一合三分八厘

11・12 当年御小物成御建値、米一石銀七十七匁、大豆一石銀六十九匁

天保15年 4・15 酒値段、一升到付き、五厘ずつ煮欠け増しにて売り出し

12・7 御上納御値段、米一石銀七十五匁、大

豆一石銀六十八匁

12・7 油(是迄通り?)一升四匁、一合売り四分

二厘、酒是迄通り

弘化2年 2・朔 大豆一石三匁下げにて銀六十三匁

6・3 夏立御小物成御建値、米一石銀七十八

匁

11・8 冬立御小物成御建値、米一石銀九十一

匁、大豆一石銀七十一匁

11・20 酒代値上げ下酒一匁四分、中酒一匁五

分、上酒一匁六分五厘、名酒一匁九分五厘

12・10 銀納御建値、米一石銀八十五匁、大豆

一石銀七十四匁

12・17 油値段、一升四匁九分(ただし五厘五毛

切り捨て)、一合売り五分一厘

弘化3年 正・21 油値段、当分仮値段一升六匁八分

是迄六匁二分、一合七分是迄六分四厘

4・11 薪買い入れの節増し銭無用たるべく、

定法の値段にて買い取るべく達し

4・25 油値段、一升五匁八分、一合売り六分

に

6・11 油値段改訂、一升五匁四分、一合五分

六厘

6・25 薪値段値上げを申請

7・12 薪値段、当分上げ申し付け候間、増し

錢望み候者糺明の旨触れ出し

8・5 真綿御建値、一把銀五十一匁

8・15 油一升五匁五分、一合五分七厘。豆腐

一丁二十文

11・11 新酒値段、下酒一匁三分、中酒一匁四

分、上酒一匁五分五厘、名酒一匁八分五厘

11・21 冬立御小物成御建値、米一石銀八十二

匁、大豆一石銀八十八匁

12・8 銀納御建値、米一石銀八十匁、大豆一

石銀八十九匁

弘化4年 4・11 種油高値に付き廻り油も販売、一

嘉永元年

厘

升六匁、一合六分二厘

6・朔 御藏値段是迄八十匁の処、米一石銀八十五匁

7・7 油一升五匁八分九厘、一合六分一厘

7・26 米一石是迄銀八十三匁の処八十六匁

8・17 真綿御建値、一把銀五十二匁

9・4 御藏日雇い、願いに依り賃錢二文増し

11・2 小切り米是迄四十五匁の処、四十匁。

米二斗(人參代取り置き料)

11・11 新酒値段、下酒一匁四分五厘、中酒一

匁五分五厘、上酒一匁七分、名酒二匁

11・24 冬立御小物成、米一石銀九十匁、大豆

一石銀九十匁

12・12 油値段、一升六匁一分、二十日より六

匁七分(当分仮値段)

12・26 油値段値上げ一升七匁、一合七匁二分

5・25 油一升代五匁九分、一合代六分一

6・朔 酒値段、下酒一匁五分、中酒一匁六分、

上酒一匁七分五厘、名酒二匁五厘

6・21 夏立御小物成御建値、米一石銀九十二

匁

6・21 油値段、一升五匁二分、一合売り五分

四厘

8・21 真綿御建値、一把銀五十二匁

10・11 油種高値に付き油値上げ、一升六匁一

分、当分一分引き下げ

11・11 新酒値段、下酒一匁三分五厘、中酒一

匁四分五厘、上酒一匁六分、名酒一匁九分

11・21 冬立御小物成御建値、米一石銀八十七

匁、大豆一石銀九十匁

12・5 油値段、一升六匁八厘八毛、一合六分

三厘

12・5 銀納御建値、米一石銀八十六匁、大豆

一石銀八十四匁

12・25 酒代十一月の五厘上げ、ねり酒は一升

嘉永2年

二匁二分五厘

厘

4・15 油一升六匁三分九厘、一合六分五

4・19 酒値段、下酒一匁四分五厘、中酒一匁

五分五厘、上酒一匁七分、名酒二匁

4・21 油値段、是迄より三厘下げ一升六匁、

一合六分二厘

6・7 夏立御小物成御建値、米一石銀八十七

匁

6・17 油値段、一合に付き六分（一升は五匁八

分

8・12 真綿御建値、一把銀四十九匁

8・15 油値段、一升五匁六厘、一合五分三厘

10・12 油値段、一升五匁五分五厘、一合五分

七厘

11・12 当酉年冬立御小物成御建値、米一石銀

九十八匁、大豆一石銀八十七匁

11・15 油一升に付き、代五匁四分四厘、一合

代五匁六厘

11・15 大豆一石銀八十三匁、御藏値段、是迄

八十匁

11・19 御藏値段是迄米一石銀九十匁の処、九

十六匁

11・27 酒値段、下酒一匁六分、中酒一匁七分

上酒一匁八分五厘、名酒二匁一分五厘

12・9 当酉年銀納御建値、米一石銀百九匁、

大豆一石銀八十五匁

12・15 油値段、一升五匁三分九厘、一合五分

六厘

12・18 当上納御建値、銀百九匁の処銀百匁に

て上納候様仰せ出し

12・20 酒代値上げ、下酒一匁七分、中酒一匁

八分、上酒一匁九分五厘、名酒二匁二分五厘、

ねり酒二匁五分五厘

嘉永3年 4・29 酒値段五厘ずつ、煮欠け増しにて

売り出し

5・25 新種出来、油一升代五匁、一合五分二厘

厘

6・5 夏立御小物成御建値、米一石銀百三匁

8・5 真綿御建値、一把銀四十一匁

8・15 油値段、一升四匁八分、一合五分

9・27 豆腐一丁二十四文

11・15 御藏値段相立て。米一石銀百二十八匁、

大豆一石銀百二十三匁

11・25 当年冬立御小物成御建値、米一石銀百

三十四匁、大豆一石銀百二十五匁

12・6 銀納御建値、米一石銀百三十四匁、大

豆一石百二十五匁

嘉永4年 3・29 油一升六匁二分二厘、一合六分四

厘

6・21 夏立御小物成御建値、米一石銀百三十

一匁

8・18 真綿御建値、一把銀四十二匁

8・21 御藏値段、御米一石銀百二十八匁の処

百二十匁に

8・25 油一升、札五匁三分五厘、一合五分五厘

9・25 酒値段、下酒一匁七分五厘、中酒一匁

八分五厘、上酒二匁、名酒二匁三分

9・25 油値段、一升六匁、一合六分二厘

10・21 豆腐一丁是迄二十二文の処、二十文に

値下げ

10・25 酒代値下げ、下酒一匁四分五厘、中酒

一匁五分五厘、上酒一匁七分、名酒二匁

11・21 冬立御小物成御建値、米一石銀八十二

匁、大豆一石銀八十匁

12・5 銀納御建値、米一石銀八十四匁、大豆

一石銀八十二匁

12・15 酒値段、油値段改正

嘉永5年 4・15 油値段値下げ、一升五匁八分、一

合六分

4・晦 酒煎欠けに付き、一升到五厘方値上げ

伺い、許可

8・8 真綿御建値、一把銀四十八匁

9・晦 御米御藏値段、是迄八十三匁の処一石

銀八十七匁

10・29 油一升、六匁一分二厘(二厘は切り捨て、

一合六分三厘

10・29 御藏御買い上げ値段、米一石銀九十匁

11・11 大豆一石銀九十三匁、元方御勘定奉行

より伺い

11・晦 油一升六匁六分、一合六分八厘

12・5 銀納御建値、米一石銀九十五匁、大豆

一石銀九十九匁

12・11 酒値段、下酒一匁六分、中酒一匁七分、

上酒一匁八分五厘、名酒二匁一分五厘、ねり

酒二匁四分五厘

嘉永6年 5・7 油一升是迄六匁六分の処六匁一分、

一合六分三厘

5・13 酒代、下酒一匁六分五厘、中酒一匁七

分五厘、上酒一匁九分、名酒二匁二分

6・8 夏立御小物成御建値、米一石銀九十匁、

大豆一石銀八十五匁

6・12 油一升五匁七分七厘、一合六分

8・8 真綿御建値、一把銀四十六匁

8・17 油一升五匁八分六厘、一合六分一厘

10・8 油値段、一升六匁六分、一合六分八厘

10・晦 酒値段、下酒一匁四分五厘、中酒一匁

五分五厘、上酒一匁七分、名酒二匁

11・12 冬立御小物成御建値、米一石銀九十二

匁、大豆一石銀百十匁

11・22 油一升六匁三分五厘、一合六分六厘

12・8 銀納御建値、米一石銀九十二匁、大豆

一石銀百十九匁

嘉永7年 4・朔 油一升六匁五分六厘、一合六分七

厘

6・朔 油一升六匁五分六厘、一合六分

6・11 当寅年御小物成御建値、米一石銀八十

八匁五分

6・15 油一合代、札五分一厘

閏7・朔 真綿御建値、一把銀四十二匁六分六厘

閏7・5 油一升五匁一分七厘、一合五分三厘

11・11 冬立御小物成御建値、米一石銀九十匁

大豆一石銀百十匁

12・11 酒値段、下酒一匁五分、中酒一匁六分、

上酒一匁七分五厘、名酒二匁五厘、ねり酒二匁三分五厘

12・15 油値段、一升代札六匁一分七厘、一合

代札六分四厘

安政2年 正・2 米一石是迄八十八匁の処、銀札八

十五匁

4・朔 油一升五匁九分、一合六分九厘

6・15 夏立御小物成御建値、米一石銀八十三

匁二分五厘

8・8 真綿御建値、一把銀四十五匁

8・19 油一升六匁九厘、一合六分三厘

11・17 冬立御小物成御建値、米一石銀七十七

匁五分、大豆一石銀八十匁

11・29 金銀引き替え割合（慶長金百兩に付き代わり金二百七兩）

11・晦 油一升六匁三分九厘、一合六分六厘

12・8 当年銀納御建値、米一石銀七十七匁五

分、大豆一石銀八十匁

12・15 油一升六匁六厘、一合六分三厘

12・20 酒値段、下酒一匁二分、中酒一匁三分、

上酒一匁四分五厘、名酒一匁七分五厘、ねり

酒二匁五厘

安政3年 4・20 油値段、一升六匁一厘、一合六分

二厘

5・朔 酒値段、下酒一匁二分五厘、中酒一匁

三分五厘、上酒一匁五分、名酒一匁八分

6・15 夏立御小物成御建値、米一石銀七十二

匁

6・19 油一升五匁五分、一合五分七厘

- 7・29 真綿御建値、一把銀四十二匁
- 8・4 油一升五匁六分、一合五分八厘
- 9・21 油一升、札五匁五分、一合札五分七厘
- 11・25 御藏値段、米一石是迄銀七十二匁の処七十四匁
- 11・29 酒値段、下酒一匁一分五厘、中酒一匁二分五厘、上酒一匁四分、名酒一匁七分
- 12・朔 冬立御小物成御建値、米一石銀七十四匁、大豆一石銀八十匁
- 12・4 銀納御建値、米一石銀七十四匁五分、大豆一石銀八十一匁
- 12・15 油一升五匁六分二厘、一合五分八厘
- 12・15 酒値段、下酒一匁一分五厘、中酒一匁二分五厘、上酒一匁四分、名酒一匁七分、ねり酒二匁

安政4年 正・11 正月分御扶持米相場、兩に七斗替

え

3・15 油値段、一升六匁一分、一合六分三厘

- 5・9 酒値段、下酒一匁二分、中酒一匁三分、上酒一匁四分五厘、名酒一匁七分五厘
- 5・25 諸職人の増し賃禁止
- 閏5・20 御藏値段、是迄米一石銀七十六匁の処、八十匁
- 閏5・29 御米御藏値段、一石銀八十匁を八十匁に

- 6・15 夏立御小物成御建値、米一石銀九十匁
- 6・24 油一升六匁三分三厘、一合六分五厘
- 6・晦 御米御藏値段、是迄一石銀八十五匁の処九十匁直し
- 8・17 真綿御建値、一把銀四十二匁

- 8・晦 御藏値段、米一石是迄一石銀九十匁の処九十五匁
- 9・27 御藏値段、米一石銀九十五匁の処九十八匁直

八匁直

- 11・20 冬立御小物成御建値、米一石銀百三匁、大豆一石銀百一匁

11・24 新酒値段、下酒一匁六分五厘、中酒一

匁七分五厘、上酒一匁九分、名酒二匁二分

12・4 銀納御建値、米一石銀百匁、大豆一石

銀百一匁

12・15 豆腐一丁二十二文

12・28 御藏値段、米一石銀百三匁是迄百二匁、

大豆一石銀九十五匁是迄百匁

12・28 油一升六匁六分二厘、一合六分八厘

安政5年 2・24 米一石是迄銀百三匁の匁百十五匁

3・25 油一升七匁三分、一合七分五厘

5・朔 御藏値段、米一石銀百十三匁是迄百十

五匁

5・4 酒値段、下酒一匁八分、中酒一匁九分、

上酒二匁五厘、名酒二匁三分五厘

6・20 当年御小物成御建値米一石銀百十六匁

6・29 御藏値段、米一石銀百十三匁の匁百十

九匁値

7・25 御藏値段、米一石是迄銀百十九匁の匁

百二十二匁

8・16 真綿御建値、一把銀四十三匁

9・4 油値段、一升札五匁七分一厘、一合五

分九厘

11・8 新酒値段、下酒二匁一分、中酒二匁二

分、上酒二匁三分五厘、名酒二匁六分五厘

11・15 御藏値段、大豆一石是迄銀九十五匁の

匁百五匁

11・20 御藏値段、米一石是迄銀百二十二匁の

匁百二十六匁

11・20 冬立御小物成御建値、米一石銀百二十

七匁、大豆一石銀百五匁

12・3 当年銀納御建値、米一石銀百二十八

匁、大豆一石銀百六匁

12・6 残石値段、御引き方に付き十二月限り

御渡し方、三十五匁値段にて御渡し

12・15 油値段、一升六匁五分五厘、一合六分

七厘

安政6年

- 12・20 油値段、一升六匁七分、一合六分九厘
- 12・20 酒値段、下酒二匁二分、中酒二匁三分、上酒二匁四分五厘、名酒二匁七分五厘、ねり酒三匁五厘

3・晦 油値段、一升六匁七厘、一合六分三厘

三厘

4・25 酒代、下酒二匁二分五厘、中酒二匁三分五厘、上酒二匁五分、名酒二匁八分

5・18 油値段、一升五匁六分、一合五分八厘

6・15 夏立御小物成御建値、米一石銀百二十四匁

四匁

6・17 油一升五匁一分七厘、一合五分四厘

8・20 真綿御建値、一把銀五十五匁

9・4 油値段、一升五匁七分、一合五分九厘

10・朔 御藏値段、米一石銀百二十匁(是迄百二十三匁)

十三匁

10・12 油値段、一升五匁九分三厘、一合六分一厘

11・朔 御藏値段、米一石銀百二十三匁(是迄百二十匁)

11・17 冬立御小物成、米一石銀百二十六匁、大豆一石銀百三十匁

大豆一石銀百三十匁

11・晦 油一升六匁二分一厘、一合六分四厘

12・朔 銀納御建値、米一石銀百二十八匁、大豆一石銀百三十匁

豆一石銀百三十匁

12・12 油値段、一升六匁九厘、一合六分三厘

12・18 新酒値段、下酒二匁二分、中酒二匁三分、上酒二匁四分五厘、名酒二匁七分五厘、ねり酒三匁五厘

ねり酒三匁五厘

万延元年

4・29 御藏値段、米一石銀百三十七匁

(是迄百三十二匁)

5・8 酒値段、下酒二匁二分五厘、中酒二匁三分五厘、上酒二匁五分、名酒二匁八分

5・20 御藏値段、米一石に付き銀百五十匁

6・15 夏立御小物成御建値米一石銀百六十匁

6・20 御藏値段、米一石銀百五十五匁(是迄百

6・20 御藏値段、米一石銀百五十五匁(是迄百

五十一匁

6・20 御藏値段、米一石銀百五十五匁(是迄百五十一匁)

6・25 油値段、一升六匁七分三厘、一合七分

8・15 真綿値段、一把銀六十六匁

8・20 油値段、一升七匁九分一厘、一合八分

二厘

10・4 油値段、一升八匁九分二厘、一合九分

一厘

10・20 豆腐値段、一丁四十九文、半丁二十五

文

11・4 御藏値段、米一石銀百六十匁(是迄百五十五匁)

十五匁

11・15 御藏値段、米一石銀百七十匁、大豆一

石銀二百八十匁

11・20 御小物成御建値、米一石銀百七十五匁、

大豆一石銀二百八十五匁

12・4 油値段、一升九匁六分八厘、一合九分

九厘

12・4 銀納御建値、米一石銀百八十匁、大豆

一石銀二百七十五匁

12・15 廻り油値段、一升八匁九分、一合九分

二厘(堺屋)

12・15 新酒値段、下酒三匁二分、中酒三匁三

分、上酒三匁四分五厘、ねり酒四匁五分

12・20 油値段、一升十匁一分一厘、一合一匁

三厘

万延2年 2・4 御藏値段、米一石銀百八十匁、是

迄百七十五匁

2・25 御藏値段、米一石銀百九十匁(是迄百八

十匁)、大豆二百六十匁(是迄二百八十匁)

文久元年 6・12 夏立御小物成御建値、米一石銀百

九十八匁

6・12 油値段、一升六匁^{八分}、一合七分

8・8 豆腐代一丁三十二文

8・29 油値段、一升八匁二分、一合八分四厘

- 9・4 豆腐当分二十八文にて売り出しの由
 10・12 新酒値段、下酒二匁九分、中酒三匁、
 上酒三匁一分五厘、名酒三匁四分五厘
 11・朔 御蔵値段、米一石銀百四十五匁(是迄百
 六十五匁)
 11・6 新酒値段、下酒二匁五分五厘、中酒二
 匁六分五厘、上酒二匁八分、名酒三匁一分
 11・15 油値段、一升八匁七分五厘、一合八分
 九厘
 11・17 冬立御小物成、米一石銀百四十匁、大
 豆一石銀百二十八匁
 11・20 油値段、一升八匁三分四厘、一合八匁
 五厘
 12・8 銀納御建値、米一石銀百三十五匁、大
 豆一石銀百二十五匁
 12・12 油値段、一升八匁二分四厘、一合八分
 四厘
 12・15 油値段、一升七匁三分七厘、一合七分

文久2年

- 6厘
 12・27 油値段、一升八匁二分四厘、一合八分
 四厘
 4・朔 御蔵値段、米一石銀百四十匁(是
 迄百三十八匁)
 4・12 油値段、一升八匁七分七厘、一合九分
 5・朔 御蔵値段、米一石銀百四十三匁(是迄百
 四十匁)
 6・朔 御蔵値段、米一石銀百四十五匁(是迄百
 四十三匁)
 6・4 御蔵値段、米一石百四十七匁(是迄百四
 十五匁)
 6・18 夏立御小物成御建値、米一石銀百五十
 匁
 6・20 御蔵値段、米一石銀百五十匁(是迄百四
 十七匁)
 6・20 油値段、一升八匁一分八厘、一合八分
 四厘

7・29 御藏値段、米一石銀百四十七匁(是迄百五十匁)

8・15 真綿御建値、一把銀五十三匁

閏8・朔 御藏値段、米一石銀百四十三匁(是迄百四十七匁)

閏8・15 油値段、一升八匁六分三厘、一合八分八厘

10・朔 御藏値段、米一石銀百四十匁(是迄百四十三匁)

文久3年 4・10 油代一升十匁、一合一匁二厘

4・17 酒値段、下酒二匁六分五厘、中酒二匁七分五厘、上酒二匁九分、名酒三匁二分

7・4 油代一升九匁四分四厘、一合九分六厘

8・朔 御藏値段、米一石銀百四十匁(是迄百四十三匁)

8・15 油一升八匁九分九厘、一合九分三厘

8・15 真綿御建値、一把銀七十匁(平均に四匁増)

元治元年 4・27 油一升十七匁二分二厘、一合一匁七分四厘

6・15 夏立小物成御建値米一石銀百六十七匁

6・25 廻り油一升十六匁(是迄十七匁)、一合一匁六分(是迄一匁七分)

6・25 油値段、一升十五匁八分、一合一匁六分三厘

8・4 御藏値段、米一石銀百七十五匁(是迄百六十七匁)

8・15 真綿御建値、一把銀百二十匁(出石、上・中・下値段平均)

10・5 油値段、一升十五匁四分五厘、一合一匁五分六厘

10・29 御藏値段、米一石銀百八十七匁(是迄百七十五匁)

11・15 御藏値段、米一石銀二百二十匁(是迄百八十七匁)、大豆一石銀二百五十匁

11・20 冬立御小物成御建値、米一石銀二百二

十八匁、大豆一石銀二百五十五匁

11・20 油値段、一升十六匁七分五厘、一合一匁六分九厘

12・朔 御蔵値段、米一石銀二百二十五匁(是迄二百二十匁)

12・4 銀納御建値、米一石銀二百二十五匁、

大豆一石銀二百四十五匁

12・15 油値段、一升十六匁二分六厘、一合一匁六分四厘

元治2年

4・4 油値段、一升十七匁六分二厘、一合一匁七分八厘

慶応元年

4・晦 御蔵値段、米一石銀二百二十三匁(是迄二百十七匁)

5・25 油値段改正願い(小野屋与三兵衛・塩屋安兵衛) 一升十六匁三分、一合一匁六分五厘

5・25 廻り油値段、一升十五匁八分、一合一匁六分

5・29 御蔵値段、米一石銀二百三十五匁(是迄

二百二十三匁)

閏5・19 御蔵値段、米一石銀二百五十匁(是迄二百三十五匁)

6・15 御蔵値段、米一石銀二百九十匁(是迄二百七十匁)

6・15 油値段、一升札十六匁四分六厘、一合一匁六分七厘

6・18 薪増し値段申し付け(新價格一覽表)

6・18 夏立御小物成御建値、米一石銀二百九十五匁

6・27 御蔵値段、米一石銀三百十匁(是迄二百九十匁)

8・17 真綿御建値、一把銀百六十匁

8・24 御蔵値段、米一石銀三百二十五匁(是迄三百十匁)

9・朔 御蔵値段、米一石銀三百三十五匁(是迄三百二十五匁)

9・17 御蔵値段、米一石銀三百五十匁(是迄三

百三十五匁

9・29 御藏値段、米一石銀四百□匁(是迄三百

五十匁)

10・12 油値段、一升二十一匁一分八厘、一合

二匁一分三厘

10・12 新酒値段、下酒七匁四分、中酒七匁五

分、上酒七匁六分五厘、名酒七匁九分五厘

10・20 薪払底に付き増し値段申し付け

11・11 御藏値段、大豆一石銀四百匁(是迄二百

四十匁)

11・17 当丑年御小物成御建値、米一石銀四百

二十八匁、大豆一石銀四百匁

11・20 油値段、一升二十一匁六分五厘、一合

二匁一分八厘

12・4 銀納御建値、米一石銀四百二十七匁、

大豆一石銀四百匁

慶応2年 3・晦 油値段、一升二十匁七分三厘、一

合二匁九厘

4・8 米持ち賃増し錢無用

4・20 御藏値段、米一石銀四百九十五匁(是迄

四百七十匁)

5・17 御藏値段、米一石銀五百五十匁(是迄四

百九十五匁)

6・20 夏立御小物成御建値、米一石銀六百三

十五匁

6・20 御藏値段、米一石札六百二十匁

6・24 油値段、一升二十一匁五分七厘(内三分

引き、一合二匁一分七厘)

8・17 真綿御建値、一把銀二百匁

8・晦 油値段、一升二十一匁五分、一合二匁

一分七厘

9・24 御藏値段、米一石銀八百匁(是迄七百匁)

10・4 油値段、一升二十二匁六分四厘、一合

二匁二分八厘

10・8 御藏値段、米一石銀八百五十匁(是迄八

百匁)

- 11・8 御藏値段、米一石銀八百九十匁(是迄八百五十匁)
- 11・15 御藏値段、大豆一石銀七百八十匁(是迄四百匁)
- 11・17 御小物成御建値、米一石銀九百匁、大豆一石銀七百五十匁
- 11・20 油値段、一升二十八匁八厘、一合二匁八分二厘(二匁九分七厘の間違いか)
- 11・20 御藏値段米一石札九百匁(是迄八百九十匁)、大豆一石札七百五十匁(是迄七百八十匁)
- 12・4 銀納御建値、米一石銀九百匁、大豆一石銀六百九十匁
- 12・15 油値段、一升二十九匁五厘、一合二匁九分二厘(二匁九分七厘の間違いか)
- 12・15 御藏値段、大豆一石六百九十匁(是迄七百五十匁)
- 慶応3年 正・24 若州正種油、一升二十三匁二分、一合二匁三分七厘
- 3・27 油値段、一升札三十五匁六分一厘、一合三匁五分八厘
- 4・朔 油値段引き下げ、一升三十二匁五分、一合三匁四分
- 4・4 人夫等賃金の覚え
- 4・8 酒値段、下酒十七匁四分五厘、中酒十七匁五分五厘、上酒十七匁七分、名酒十八匁
- 6・15 夏立御小物成、米一石銀九百匁
- 6・23 御藏値段、米一石銀札九百匁(是迄九百二十匁)
- 7・4 油値段、一升三十匁二厘九毛六歩
- 7・24 御藏値段、米一石銀八百五十匁(是迄九百匁)
- 8・17 真綿御建値、一把銀二百十匁
- 8・24 米穀追々下値に相成り、諸色値段下げ方を指示
- 9・8 油値段、一升二十六匁六分七厘、一合二匁六分九厘

慶応4年

(是迄四百五十匁)

2・朔 御蔵値段、大豆一石銀三百五十匁

百七十匁)

12・29 御蔵値段、米一石札五百二十匁(是迄五百七十匁)

六百匁)

12・17 御蔵値段、米一石札五百七十匁(是迄六百匁)

一合二匁九分九厘

12・12 油値段、一升二十九匁六分九厘七毛、

二匁四分

12・6 油値段、一升二十三匁八分八厘、一合

匁、大豆一石銀四百四十匁

12・6 当卯年銀納御建値、米一石銀五百七十

匁、大豆一石銀四百五十匁

11・20 当卯年御小物成御建値、米一石銀六百

六百九十匁)

11・20 御蔵値段、大豆一石銀四百五十匁(是迄

九分二厘

10・12 油値段、一升二十九匁一分、一合二匁

4・朔 油値段、一升二十八匁七分九厘、一合

二匁九分

4・4 御蔵値段、米一石銀四百九十匁(是迄五百

百二十匁)

5・3 油値段、一升十九匁八分、一合二匁

5・21 御蔵値段、米一石銀四百五十匁(是迄四百

百九十匁)

6・7 酒値段、下酒十一匁、中酒十一匁一分、

上酒十一匁二分五厘、名酒十一匁五分五厘

6・7 豆腐値段、一丁七十文

6・17 夏立御小物成御建値、米一石銀四十九

匁五百文

8・朔 油値段、一升二匁三百八十文、一合二

百四十文

8・17 真綿御建値、一把銀二十貫文

9・5 米価高騰に付き酒造の儀、元高の三分

の一仕込み申すべく

9・9 油値段、一升丁銀二匁七百二十七文、

5 物 価

一合二百七十五文

六分

明治元年

9・22 油値段、一升三貫四百十文、一合

10・27 油一升六十三匁五分、一合六匁四分

三百四十三文

10・7 油値段、一升四貫三百三十七文、一合

四百三十五文

11・19 当辰年冬立御小物成御建値米一石錢八

十貫文、大豆一石錢八十七貫文

12・6 当年銀納御建値、米一石錢七十六貫文、

大豆一石錢八十五貫文

12・11 薪値段申し付け

明治2年

6・19 夏立御小物成御建値、米一石錢九

十五貫文

6・25 油値段、一升四十二匁五分八厘八毛、

一合四匁二分八厘

6・晦 油値段、一升五十二匁五分八厘、一合

五匁三分二厘

8・17 真綿御建値、一把錢四十貫文

8・24 油値段、一升五十五匁八分、一合五匁